

定期報告制度が変わりました (平成28年6月1日から)

- ① 定期報告の対象となる建築物・建築設備が変わりました。
- ② 新たに防火設備の定期検査が加わりました。
- ③ 調査・検査を行う「調査員」等が法律に位置付けられました。

1. 定期報告制度とは

劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅等、不特定多数の人が利用する建築物は、利用者の安全を確保するため、火災等が発生した場合に、利用者が安全に避難できるように建築されています。

しかし、維持管理や利用が適切に行われていない場合には、火災等の災害が発生した際に、大惨事になる恐れがあります。

そのため、建築基準法第12条では、災害、事故等の発生や被害の拡大を未然に防ぐため、専門家による調査または検査を定期的に受け、その結果を特定行政庁に報告するよう義務付けています。

2. 定期報告制度の改正の概要

建築物等の定期報告については、これまで特定行政庁が対象となる建築物や昇降機をすべて指定して、当該建物所有者に対して調査・報告を求めています。

近年、高齢者等が居住する施設等において、火災等による大きな被害が発生したことを受け、平成28年6月1日に施行された建築基準法の一部改正に伴い、特殊建築物（建築基準法第6条第1項に掲げる建築物）で安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物等については、政令（建築基準法施行令第16条）により一律に定期報告の対象となる建築物等を指定し、それ以外の建築物等については、特定行政庁が指定を行うこととなりました。

宇都宮市では、法改正前から指定し報告を求めてきた建築物等について、市民や利用者の安全を第一に考え、引き続き調査・報告を求めることとしました。

宇 都 宮 市

3. 定期報告の対象となる建築物等

用 途		建 築 物 の 規 模 等 (いずれかに該当するもの)	報 告 間 隔
特 定 建 築 物 等	(1) 劇場、映画館又は演芸場	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・ 客席部分の床面積200㎡以上 ・ <u>主階が1階にないもの</u> ※注①	2年 (西暦奇数年)
	(2) 観覧場（屋外観覧席のものを除く。） 公会堂又は集会場	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・ 客席部分の床面積200㎡以上	
	(3) 病院又は診療所 （患者の収容施設があるものに限る。）	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・ 2階の床面積が300㎡以上 (2階に患者の収容施設がある場合。)	
	(4) ホテル又は旅館	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・ 2階の床面積が300㎡以上 ・ <u>A≥1,000㎡</u> （細則）※注②	
	(5) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、カフェ、 遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は 物品販売業を営む店舗	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・ 2階の床面積が500㎡以上 ・ <u>A≥3,000㎡</u> ※注② (避難階のみの場合は細則により指定)	2年 (西暦偶数年)
	(6) 児童福祉施設等 （高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・ 2階の床面積が300㎡以上	2年 (西暦偶数年) (H30～)
	(7) 下宿、共同住宅、寄宿舎等 （高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）	・ <u>地階又は3階以上</u> ※注① ・ 2階の床面積が300㎡以上	3年 (H30～)
	(8) 体育館（学校に附属する物を除く。）	・ <u>3階以上</u> ※注① ・ <u>A≥2,000㎡</u> ※注②	
	(9) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・ <u>3階以上</u> ※注① ・ <u>A≥2,000㎡</u> ※注②	
	(10) 事務所その他これらに類するもの	・ 階数5以上かつ <u>A>1,000㎡</u> （細則）※注②	
防 火 設 備	(11) 定期報告対象建築物	随時閉鎖式のものに限る。 (外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の 防火設備、防火ダンパーを除く。)	1年 (H30～)
	(12) 病院、診療所又は高齢者等の就寝の用に供する施設 (200㎡超)		
昇 降 機 等	(13) エレベーター（労働基準法対象のエレベーター及びホームエレベーターを除く。）		1年
	(14) エスカレーター		
	(15) 小荷物専用昇降機（テーブルタイプは細則により指定。)		
	(16) 遊戯施設等（観光用のエレベーター及びエスカレーターを含む。)		
(主な変更点) 1. 対象となる建築物の追加。表中 (6)～(9) 2. 防火設備の追加。表中 (11)～(12) 3. (10) 事務所その他これらに類するものの報告間隔が2年から3年になりました。			
(備考) 1. ※注①：その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下の建築物を除きます。 2. ※注②：Aはその用途に供する部分の床面積の合計をいいます。 3. 表中、細則とあるのは、宇都宮市建築基準法施行細則により指定されたものです。			

4. 定期報告・点検時期等

定期報告期限

- ① 特定建築物等 : 該当年の10月1日～11月30日（調査日より3か月以内に提出）
 ② 防火設備 : 毎年10月（調査日より2か月以内に提出）
 ③ 昇降機等 : 前回報告日より1年以内（調査日より2か月以内に提出）

（※報告月：検査済証の交付を受けた日が属する月の応当月の末日）

※新築・新設時における報告時期については「5. 新築建築物等における定期報告の初回免除」を参照

用 途			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特 殊 建 築 物 等	(1)	劇場等		報告 (2年毎)		報告 (2年毎)		報告 (2年毎)
	(2)	観覧場等						
	(3)	病院等						
	(4)	旅館等						
	(5)	百貨店等	報告 (2年毎)		報告 (2年毎)		報告 (2年毎)	
	(6)	児童福祉施設等	報告 (2年毎)		報告 (2年毎)		報告 (2年毎)	
	(7)	共同住宅等			報告 (3年毎)			報告 (3年毎)
	(8)	体育館等						
	(9)	博物館等						
	(10)	事務所等	報告 (3年毎)			報告 (3年毎)		
(11)・(12) 防火設備			報告 (毎年)	報告 (毎年)	報告 (毎年)	報告 (毎年)	報告 (毎年)	報告 (毎年)
(13)～(16) 昇降機等			報告 (毎年)	報告 (毎年)	報告 (毎年)	報告 (毎年)	報告 (毎年)	報告 (毎年)

5. 新築建築物等における定期報告の初回免除

法改正後、新たに建築した建築物等については、建築基準法の完了検査済証の交付を受けた直後の報告が免除されます。下記の例を参考に定期報告の調査・報告時期の確認をしてください。

新築（新設）した建築物等の初回免除の例

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
報告 時期	R3.12.1 ～R4.9.30	R4.10.1 ～R4.11.30	R4.12.1 ～R5.9.30	R5.10.1 ～R5.11.30	R5.12.1 ～R6.9.30	R6.10.1 ～R6.11.30	R6.12.1 ～R7.9.30	R7.10.1 ～R7.11.30	
例①	○			免除				初回報告	
		○		免除				初回報告	
			○	免除				初回報告	
例②	○	免除				初回報告			
		○（免除）				初回報告			
			○			免除（初回報告：R8.10.1～R8.11.30）			

※ 例①は、劇場・観覧場・病院・旅館等（報告間隔2年 西暦奇数年）です。

例②は、百貨店等（報告間隔2年 西暦偶数年）です。

○は、検査済証の交付時期を示す。

6. 定期報告の調査・検査等ができる資格者

建築基準法の一部改正に伴い、平成28年6月1日以降は、一級建築士、二級建築士又は新しい資格者証の交付を受けた資格者でなければ、定期報告における調査・検査等を行うことができません。今後は定期報告の調査・検査等を行う際は下表の資格者へ依頼してください。

(法改正前) 平成28年5月31日以前		(法改正後) 平成28年6月1日以降	
一級建築士・二級建築士		改正前と同様	一級建築士・二級建築士
特殊建築物等調査資格者		建築物調査員	特定建築物調査員
昇降機検査資格者		建築設備等検査員	昇降機等検査員
建築設備検査資格者			建築設備検査員
			防火設備検査員（新設）

7. 定期報告様式について

建築基準法の一部改正に伴い、定期報告の様式も改正されました。各年度毎の定期報告につきましては、最新の様式で報告をしてください。様式は、宇都宮市のホームページをご参照ください。

(<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/service/shinseisho/kenchikushido/1010889.html>)

8. 変更・廃止等について

定期報告の対象となっている特定建築物等において、下記事項に関する変更等が発生した場合には届出が必要になります。

- ・ 特定建築物等 : 所有者の変更, 建築物の名称及び用途の変更・廃止
- ・ 防火設備 : 所有者の変更, 建築物の名称及び用途の変更・廃止
- ・ 昇降機等 : 所有者の変更, 建築物の名称及び用途の変更・廃止, 昇降機等の廃止・休止・変更・再使用

9. 定期報告の提出先・問合せ先

宇都宮市 都市整備部 建築指導課 指導グループ（市役所11階）

TEL : 028-632-2574

FAX : 028-632-5421